

無人航空機（ドローン・ラジコン機等）での 南摩ダム等の建設現場の飛行について

◆ 飛行禁止区域

・操作ミスなどで無人航空機が落下した際に、施設を損傷させたり、下に第三者がいれば大きな危害を及ぼす恐れがあります。

このため、思川開発建設所の許可を得ている方を除き、思川開発事業地内全域において無人航空機の離発着及び上空の飛行をお断りしています。（別紙：飛行禁止区域）

◆ 注意事項

- ・思川開発事業地内は山陰となりGPS衛星の電波を十分に受信できない場合があります。
- ・思川開発事業地周辺の道路の飛行については、各道路管理者等に確認してください。
- ・無人航空機の飛行にあたっては、航空法等関連する法令を遵守して下さい。
- ・無人航空機を利用して映像を撮影し、インターネットで公開する場合は、「『ドローン』による撮影映像等のインターネット上での取扱いに係るガイドライン」（総務省）に従って、第三者のプライバシー等に注意しましょう。
- ・許可無く撮影されている場合、思川開発建設所の職員等が声をかけさせていただくことがあります。

◆ 事故が起こった場合

- ・当事業施設の器物に損傷を与えた場合は、賠償を請求します。
- ・第三者に危害を与えた場合について、機構は一切の責任を負うことはできません。
- ・事業地内に落下しても、当方は一切関知しません。

ドローン飛行禁止区域図



飛行禁止範囲